

「住宅用太陽光発電設備点検サービス契約約款」第5条2項

当社は、当社が特別に認める場合を除き、お客さまの住宅用太陽光発電設備が次に定める全ての要件を満たしていると判断した場合に、お申し込みを承諾いたします。この場合、当社は、本点検サービス開始日を定め、お客さまに通知します。ただし、当社がお客さまが第17条第(2)項または第(4)項に定める事由のいずれかーに該当すると判断した場合は、お客さまのお申し込みを承諾いたしません。

- ① 一般住宅であってシステム容量が10kW未満であり、かつパワーコンディショナ個々の容量が6kW以下であること。
- ② 一般送配電事業者の供給区域に存すること。
- ③ (あんしんプランに該当せず)
- ④ あんしんプランの場合にあっては、住宅用太陽光発電設備設置から25年以内であり、かつパワーコンディショナ設置から15年以内であること。

次ページについてもご確認ください。

「住宅用太陽光発電設備点検サービス契約約款」第5条4項

本契約締結後、本点検サービスの実施日に、お客さまの住宅用太陽光発電設備に出向いて確認した結果、お客さまが本契約のお申し込み時に当社に誤った情報を提供したこと、またはお客さまの住宅用太陽光発電設備が次のいずれかの場合に該当することにより、お客さまの住宅用太陽光発電設備が本点検サービスを実施できないものであることが判明した場合、当社はその旨お客さまに通知するものとし、当該通知の日をもって本契約は終了するものいたします。この場合、あんしんプランにてお支払いいただいた本点検サービスの利用料金の返金を行わないものいたします。

- ① お申し込み時の登録事項と異なる事実が判明した場合
- ② 使用上の誤りもしくはは不当な修理・改造による不具合または損傷が認められる場合
- ③ 据付される側の不動産もしくはは工作物につき瑕疵、老朽化等による不具合または損傷が認められる場合
- ④ 塩害地域において塩害による不具合または損傷が認められる場合
- ⑤ 煙害、公害、もしくは温泉地等における大気中の腐食性物質による不具合または損傷が認められる場合
- ⑥ 火災による損傷・焼失、地震、噴火、津波、地盤変動、もしくは地盤沈下による不具合または損傷が認められる場合
- ⑦ 使用開始後の据付場所の移動・変更による不具合または損傷が認められる場合
- ⑧ 風力・燃料電池等の太陽光発電設備以外の設備との組合せによる不具合または損傷が認められる場合
- ⑨ 電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことによる不具合または損傷が認められる場合